（会計室及び戦略企画室並びに政策企画官、企画官、統括資源エネルギー調査官、資源エネルギー調査官及び業務管理官）

第二百五十五条　総務課に、会計室及び戦略企画室並びに政策企画官一人、企画官八人、資源エネルギー調査官三人及び業務管理官一人を置く。

2～7　［略］

8　政策企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に関する事務並びに関係事務に参画する。

9　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案に関する事務並びに関係事務に参画する。

10～12　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（鉱山保安法施行規則の一部改正）

第二条　鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式第十四（第50条関係） 一　［略］ 二　記載事項 一面～三面　［略］ 四面 注　意 一　本証票は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 二　鉱務監督官たる身分を失ったときは、直ちに本証票を、本省の鉱務監督官にあっては技術総括・保安審議官に、産業保安監督部の鉱務監督官にあっては所属産業保安監督部長（産業保安監督部の支部に所属する場合にあっては支部長）を経由して技術総括・保安審議官に、那覇産業保安監督事務所の鉱務監督官にあっては那覇産業保安監督事務所長を経由して技術総括・保安審議官に提出しなければならない。 三　本証票を亡失したときは、直ちに事由を付してその旨を、本省の鉱務監督官にあっては技術総括・保安審議官に、産業保安監督部の鉱務監督官にあっては所属産業保安監督部長（産業保安監督部の支部に所属する場合にあっては支部長）を経由して、那覇産業保安監督事務所の鉱務監督官にあっては那覇産業保安監督事務所長を経由して、技術総括・保安審議官に届け出なければならない。	**様式第十四**（第50条関係） 一　［略］ 二　記載事項 一面～三面　［略］ 四面 注　意 一　本証票は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 二　鉱務監督官たる身分を失ったときは、直ちに本証票を、本省の鉱務監督官にあっては商務流通保安審議官に、産業保安監督部の鉱務監督官にあっては所属産業保安監督部長（産業保安監督部の支部に所属する場合にあっては支部長）を経由して商務流通保安審議官に、那覇産業保安監督事務所の鉱務監督官にあっては那覇産業保安監督事務所長を経由して商務流通保安審議官に提出しなければならない。 三　本証票を亡失したときは、直ちに事由を付してその旨を、本省の鉱務監督官にあっては商務流通保安審議官に、産業保安監督部の鉱務監督官にあっては所属産業保安監督部長（産業保安監督部の支部に所属する場合にあっては支部長）を経由して、那覇産業保安監督事務所の鉱務監督官にあっては那覇産業保安監督事務所長を経由して、商務流通保安審議官に届け出なければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。